令和8年度

大庄地区 秋のわがまち クリーン運動





11 月 15 日（日）9:00～10:00

◆地域内清掃　（道路、公園・駐車場周辺など）

連協（大庄中央、大庄西、武庫川、元浜、道意、蓬川、東、崇徳院、浜田、芋、今北、稲葉荘、東大島、西大島）

11 月 23 日（月・祝）9:00～10:00

◆武庫川河川敷清掃　（阪神電車北から２号線南まで）

河川敷内の収集場所

①阪神電車北　②旧国道　③２号線南

※ 河川敷は、どの収集場所からスタートしても OK です。（駐車スペースは①南側のみ）

（雨天などで中止する場合は、各連協から連絡します。）

【ご注意ください！】

＜秋のわがまちクリーン運動の回収対象ごみは・・・＞

◎ 燃やすごみ

◎ 資源ごみ（びん、缶、ペットボトル）

◎ 側溝などの汚泥　　だけです！



× 家電６品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、乾燥機、冷蔵庫）などの電化製品

× 有料ゴミ（家具、寝具、自転車・オートバイ等の乗り物など）

は、絶対に出さないでください！

※ 裏面もご参照ください。

※　体調が優れない場合は、参加を控えてください。

※　クリーン運動はみなさまのボランティアによって
ご協力いただいております。

地域内清掃

＿＿＿＿＿＿＿＿福祉協会の集合場所

回覧															

市民運動大庄地区推進協議会
（事務局：大庄地域振興センター大庄地域課　TEL：06-6419-8221　FAX：06-6419-8226）

秋のわがまちクリーン運動でのお願い

1　「燃やすごみ」と「ビン・缶・ペットボトルなど」に分けて、「尼崎市指定ごみ袋」に入れて、決められた場所に出すか、各自持ち帰って家庭ゴミとして定められた日に出してください。
※公園内の集積場所へ出す場合は、別途配布するビニール袋を使用してください。

2　側溝などの汚泥については、土のう袋に入れ、水抜きをしてください。
また、汚泥を袋一杯に詰め込まず、小分けして出してください。

3　集められたごみは、実施日の当日中（公園内の集積場所は、公園ごとの定められた日）に回収します。

4　次のものが不法投棄されているのを見つけた場合

「家電リサイクル品（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンなど）等の電気製品」
「パソコン」「タイヤ」「消火器」「大型ごみ（大きさが 50 ㎝以上のもの）」
「自転車」「バイク・車やバイクの部品など」

クリーン運動では回収しません（有料になります）ので、**移動させずに、投棄されている場所を大庄地域振興センターの担当者へ連絡してください。**（電話：06-6419-8221）

（参考）不法投棄に関する罰則

不法投棄をした場合、「５年以下の懲役若しくは、１，０００万円以下の罰金に処し、又は併科する。」など、厳しい罰則が設けられています。
また、不法投棄物を移動させた場合、移動させた者に上記の罰則が科せられます。



美しい街づくりのために！ご協力お願いします！